

規制改革推進会議 医療・介護WG資料

# 介護分野における規制改革実施計画の フォローアップについて

平成29年10月10日  
厚生労働省老健局

# 規制改革実施計画への対応状況について

## 介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善

### (1) 介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し

介護サービス情報公表システムにおける情報項目について、介護事業者を選択する基準となる情報を調査・研究した上で、その結果を踏まえ、利用者・家族向け情報と専門職（ケアマネジャー等）向け情報に再編することの適否などを検討し、介護事業者選択に資する情報を分かりやすく表示する。【平成29年度検討・結論、平成30年度措置】

### (2) 情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加

利用者の主体的なサービス選択に資するよう、介護サービス情報公表システムに、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算の機能を追加することなどを検討し、結論を得る。【平成29年度検討・結論、平成30年度上期措置】

情報公表システムのリニューアルに向けて、利用者にとって利便性を高める観点から、介護事業者選択に資する情報や機能の追加について調査・研究を行い、平成30年度より所要の措置を実施する予定である。

### (3) 情報公表システムの周知

介護サービス情報公表システムが、介護が必要になった場合に適切なタイミングで認知されるよう、要介護認定及び要支援認定の結果通知書に当該システムのURLを記載するよう地方自治体に促すなど、周知方法を検討し、地方自治体の協力を得ながら周知する。【平成29年度上期措置】

平成29年7月3日に開催した全国介護保険担当課長会議において、要介護認定及び要支援認定の結果通知書に情報公表システムのURLを記載いただくよう、自治体に対し周知済み。

# 規制改革実施計画への対応状況について

## (4) 第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施

- a 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る。
- b 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う。【a:平成29年度検討・結論 b:平成29年度措置】

**a : 福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設置された有識者で構成する検討会で検討を行い、その結果を踏まえて、今年度末までに、都道府県等に対して説明・周知を行う予定である。**

本年8月4日に第1回の検討会を開催

**b : 今年度末までに、福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会のホームページにおいて、都道府県別・サービス別の受審率を公表する予定である。**

## (5) 第三者評価受審に係るインセンティブの強化

- a 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る。
- b 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す。
- c 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。【a:b:平成29年度検討・結論、平成30年度措置 c:平成30年度措置】

**a及びb : (4)のaと同様**

**c : 調査研究事業を実施し、今年度末までに情報公表システムにおける第三者評価の受審状況及び評価結果の表示の仕様を検討し、平成30年度にシステム改修を実施する予定である。**

# 規制改革実施計画への対応状況について

## (6) 第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化

- a 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する。
- b 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。(再掲)

【a:平成29年度措置、義務化は平成30年度から実施 b:平成30年度措置】

**a : 今年度末までに、事業者基準の解釈通知の改正作業を行い、平成30年度に通知を発出する予定である。**

**b : (5) のcと同様**

## (9) 介護事業者向けの手引書等の作成

介護事業者向けに、第三者評価の受け方・活かし方等についてまとめた手引書(書籍)やパンフレットを作成する。

【a:平成29年度措置】

**全国社会福祉協議会において、本年4月に第三者評価の受け方・活かし方について手引書(書籍)を作成し、6月の都道府県推進機関の担当者が参集する会議の場で介護事業者に対する周知のための協力を依頼済み。**

# 規制改革実施計画への対応状況について

## 介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現

### (10) 介護保険サービスと保険外サービスの組合せに係る新たな通知の発出と周知

介護保険サービスと保険外サービス（以下「両サービス」という。）の柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記a～cについての検討の結論を踏まえ、地方自治体や介護事業者にとって分かりやすくなるよう、一覧性や明確性を持たせた通知（技術的助言）を発出し、周知を図る。

- a 訪問介護における、両サービスの組合せに係る現行のルール of 整理（両サービスの連続的な提供に係るルールの明確化を含む。No.11のa参照）
- b 通所介護における、両サービスの柔軟な組合せに係るルールの整備（No.12参照）
- c 利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化（No.14参照）

【平成29年度検討・結論、平成30年度上期中に速やかに措置】

### (11) 訪問介護サービスにおける柔軟な組合せの実現等

訪問介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、

a 両サービスの組合せに係る現行のルールの整理（両サービスの連続的な提供に係るルールの明確化を含む。）について検討し、結論を得る。

また、

b 両サービスの同時一体的な提供の在り方について、下記のような課題を踏まえて検討する。

- ・ 自立支援・重度化防止の障害のおそれ
- ・ 保険給付増加の呼び水となるおそれ
- ・ 適正な保険給付を担保するサービスの区分
- ・ ケアマネジャーなどによる適切なマネジメント

【 a:平成29年度検討・結論 b:平成29年度検討開始】

# 規制改革実施計画への対応状況について

## (12) 通所介護サービスにおける柔軟な組合せの実現

通所介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記のa～cについて検討し、結論を得る。

a 事業所への送迎の前後又は送迎と一体的な保険外サービスの提供に係る関係法令の解釈の明確化

b 通所介護サービスを提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合のルール の在り方

c 保険サービスを提供していない日・時間帯における、事業所の人員・設備を活用した保険外サービスの提供や、同一事業所内に両サービスの利用者が混在する場合のサービスの提供に係る現行のルールの整理

【平成29年度検討・結論】

## (13) 保険サービスと関係する保険外サービスに係る柔軟な価格設定の在り方

特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することについて、利用者保護などの多くの課題や論点の整理を行う。

【平成29年度整理開始】

## (14) 利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化

法定代理受領サービスでない指定サービスを利用者の自費負担により提供する際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定サービスに係る費用の額の間、不合理な差額を設けてはならないことについて、不合理な差額の解釈を明確化する。 【平成29年度検討・結論】

**調査研究事業において検討会を立ち上げ、学識経験者、自治体職員、ケアマネジャー及び介護事業者等に構成員として参画いただく予定である。**

**検討に当たっては、まずは各保険者等の運用実態等を把握した上で、現行のルールの整理等を行い、一覽性や明確性を持たせた通知（技術的助言）の発出に向け、対応を進める。**

# 介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現について（参考）

## 検討事項

1. 訪問介護における「保険サービス」と「保険外サービス」の同時一体的な提供：（11b）

例）利用者の食事の調理に併せて、同居家族分の食事も調理する



## 「規制改革実施計画」（平成29年6月閣議決定）

下記のような課題を踏まえて在り方を検討する。

- ・ 自立支援・重度化防止の阻害のおそれ
- ・ 保険給付増加の呼び水となるおそれ
- ・ 適正な保険給付を担保するためのサービスの区分
- ・ ケアマネジャーなどによる適切なケアマネジメント

【平成29年度検討開始】

2. 訪問介護... 現行ルールの整理：（11a）  
「明確に区分」するための方法が保険者ごとに異なると指摘されている。

3. 通所介護を提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合のルールの整備：（12）

4. 支給限度額を超えたサービス分の価格ルール（保険給付分と不合理な差額を設けてはならない）の明確化：（14）



地方自治体や介護事業者にとって分かりやすくなるよう、一覧性や明確を持たせた通知を発出・周知。

【平成29年度検討・結論、平成30年度上期中に速やかに措置】

5. 指名料、時間指定料の徴収：（13）



利用者保護などの多くの課題や論点の整理を行う。

【平成29年度整理開始】

# 規制改革実施計画への対応状況について

## 介護サービス供給の在り方の見直し

### (15) 介護保険事業（支援）計画におけるニーズを反映した的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策

第7期介護保険事業計画・介護保険事業支援計画に向けた国の基本方針に、地方自治体が同計画において、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特定施設などの各種介護サービスについて、ニーズを反映した的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策を定めるよう努めるべきことを記載する。

【平成29年度措置】

小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び特定施設などの各種サービスについて、ニーズを反映した的確なサービス量を見込むこと等を介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「指針」という。）に記載する予定である。

指針案については、本年7月上旬に案を自治体に提示しており、秋頃告示予定である。なお、介護保険事業（支援）計画の策定に当たっては、その状況について厚生労働省から都道府県にヒアリングを行うこととしており、その際にも改めて上記の考えについて周知を行う予定である。

# 規制改革実施計画への対応状況について

## (16) 介護保険事業（支援）計画における特定施設のサービス量の見込みの実態把握

利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう厚生労働省が地方自治体に通知（「『（確定版）介護保険事業計画用ワークシート』の配布について」（平成26年7月3日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡））した後、第7期介護保険事業（支援）計画の策定に当たって、見込量の推計における的確なニーズの把握等について、改めて地方自治体に周知し、国としてもこれを支援するとともに、地方自治体が特定施設等のサービス量をどのように見込んだかにつき、調査し、結果を公表する。【平成30年度上期措置】

各種サービスについて、ニーズを反映した的確なサービス量を見込むこと等を指針に記載する予定である。

また、サービス見込量の推計支援ツールである「地域包括ケア「見える化」システム」の活用について、講習会等を実施し、市町村の推計を支援する。

平成30年度には、計画策定に係るアンケートを全市町村に実施し、サービス見込量の推計方法を確認し、その結果を公表する予定である。

## (17) 介護事業者選定のための公募に係る留意点の明確化

地方自治体が独自に実施する介護事業者の選定のための公募について、各地方自治体において公平性及び透明性を確保するため、公募の手续や介護事業者選定に関する以下のような留意点を明確化し、地方自治体に周知する。

- a 選考基準等を策定及び公表すること。なお、選考基準等の策定に当たり、応募事業者間の公平性と施設等の設置目的に照らして、介護事業者への負担にも配慮すること。
- b 公募の時期を事前に周知するとともに、公募の受付期間を十分に確保すること。
- c 選考過程及び結果を公表すること。【平成29年度措置】

自治体及び介護事業者に対して実態把握のための調査を行い、その結果を踏まえて、今年度末までに、都道府県等に対して公募に係る留意点の周知を行う予定である。

# 規制改革実施計画への対応状況について

## 介護事業の展開促進・業務効率化の促進

### (19) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護の事業展開上の支障となる規制の見直し

定期巡回・随時対応型訪問介護看護における日中のオペレーターと随時訪問サービスを行う訪問介護員の兼務や小規模多機能型居宅介護における登録者以外の者に対する訪問サービスの提供を可能にすることの適否について、平成30年度介護報酬改定の議論の際に検討し、結論を得る。【平成29年度検討・結論】

介護給付費分科会において議論しているところであり、今年度末までに結論を得る予定である。

### (20) 介護報酬体系の簡明化

介護事業者や保険者等の事務負担軽減を図るとともに、利用者及び家族がサービスを主体的に選択できる状態を実現するため、利用者にとって必要なサービスが提供されるべきことに配慮しつつ、介護報酬体系の簡明化に向けた議論を行い、結論を得る。【平成29年度検討・結論】

介護給付費分科会において議論しているところであり、報酬体系の簡素化の観点も踏まえて、今年度末までに結論を得る予定である。